

## 埼玉県重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修事業者指定要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)に規定する研修の事業者の指定等に関し告示に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

### (指定の要件等)

第2条 事業者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修(以下「研修」という。)を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力を有すること。
- (2) 研修事業の安定的な実施に必要な財政基盤を有すること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支を明らかにする書類が整備されていること。
- (4) 研修が告示に定める内容に従ったものであること。
- (5) 研修を実施するために必要な会場及び施設等が確保されていること。
- (6) 受講者の個人情報をも適正に管理すること。
- (7) 指定を受けずに受講者の募集を行わないこと。また、募集を行う場合には、その内容が虚偽又は誇大なものでないこと。
- (8) 本県又は他の都道府県(政令指定都市・中核市を含む)において、指定を取り消す処分を受けていないこと。ただし、指定を取り消す処分を受けた日から5年を経過している場合は除く。

### (指定の申請)

第3条 県内において、事業者の指定を受けようとする者は、重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修事業者指定申請書(様式1)に第2条の要件に該当することを示す書類を添えて、受講者募集の開始予定日の2か月前までに、知事に指定の申請をしなければならない。

- 2 申請は、実施しようとする研修について、告示に定める課程ごとに行うものとする。
- 3 申請が告示に定める要件及びこの要綱の定めを満たさない場合で補正することができるものであるときは、知事は、申請者に対し、相当の期間を定めて補正を求める。
- 4 申請者が前項に定める期間に補正を行わないときは、知事は申請を却下する。

### (指定の決定)

第4条 知事は前条の申請があったときは、その指定の可否を決定し、重度訪問介護・

同行援護・行動援護従事者養成研修事業者指定（不指定）通知書（様式2）により、申請者に通知する。

（効果測定）

第5条 事業者は、適切な方法で、研修の効果測定を行うように努める。

（指定内容の変更等）

第6条 事業者は、指定を受けた研修内容を変更するときは、変更することとした日から10日以内に重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修事業者変更届（様式3）を知事に提出しなければならない。

2 事業者は、研修事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、廃止等することとした日から10日以内に重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修事業者廃止・休止・再開届（様式4）を知事に提出しなければならない。

3 事業者が、研修事業の廃止を届け出たときは、指定は失効するものとする。

4 事業者が、休止届けを提出した日から1年以内に研修事業を再開しないときは、研修事業を廃止したものとみなし、前項の規定を準用する。

（同一内容の研修の指定）

第7条 指定を受けた事業者が、事業終了後おおむね1年以内に同一内容の研修を新たに行おうとする場合は、重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修事業者指定申請書（様式1）に代えて、重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修事業者追加指定申請書（様式5）により指定を申請することができる。

2 前項の追加指定申請書が提出された場合には、指定の可否の決定は、重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修事業者追加指定（不指定）通知書（様式6）により行うものとする。

（実施状況等の調査）

第8条 知事は、必要に応じ、申請の内容及び研修の事業内容について、関係者に対して照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

2 知事は、研修事業の実施等に関して適当でない事項があると認めるときは、事業者に対して必要な指示をすることができる。

（指定の取消し）

第9条 知事は、事業者が第2条各号に掲げる要件を満たすことができなくなったと認めるとき、事業の実施に関し不正の行為があったとき、前条第1項の調査に応じないとき及び第2項の指示に従わないときは、事業者の指定を取り消すことができる。

2 知事は、前項により事業者の指定を取り消す場合は、当該事業者に対して聴聞を行うものとする。

(修了の認定)

第10条 事業者は、研修の課程を修了した受講者に対して修了の認定を行い、修了証明書（様式7）を発行するものとする。

2 事業者は、破損、亡失等による修了証明書の再発行の依頼があった場合は、これに応じるものとする。

(事業報告書)

第11条 事業者は、研修の終了後1月以内に、重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修修了者名簿（様式8）を添えて、重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修事業報告書（様式9）を知事に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月16日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年12月8日から一部改正して施行する。
- 3 第2条第8項においては、「居宅介護従事者養成研修等について」（平成15年3月27日障発第3270011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、及び介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）に基づく指定を含むものとする。